

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【公表番号】特表2016-538292(P2016-538292A)

【公表日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-067

【出願番号】特願2016-530991(P2016-530991)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/573 (2006.01)

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

A 6 1 P 27/02 (2006.01)

A 6 1 K 9/22 (2006.01)

A 6 1 K 47/34 (2017.01)

【F I】

A 6 1 K 31/573

A 6 1 F 9/007 1 7 0

A 6 1 P 27/02

A 6 1 K 9/22

A 6 1 K 47/34

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年5月13日(2019.5.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 5】

ある実施形態によると、糖尿病黄斑浮腫を治療するための方法は、生体内分解性インプラントを、約6ヶ月に1回から約9ヶ月に1回の頻度でそれを必要とするヒトの硝子体に入れることを含む。本生体内分解性インプラントとしては、生分解性ポリマー・マトリックス内に均一に分散した活性薬剤を含んでもよい連續的な二段押出された棒を挙げができる。生分解性ポリマー・マトリックスとしては、親水性末端基を有するポリ(D,L-ラクチド-コ-グリコリド)(PLGA)と疎水性末端基を有するポリ(D,L-ラクチド-コ-グリコリド)(PLGA)の混合物を挙げができる。生体内分解性インプラントは、眼の領域に埋入するための大きさに作られてもよい。一部の実施形態において、活性薬剤は、副腎皮質ステロイド薬である。本方法は、DMEを治療するのに治療効果がある場合がある。一部の実施形態において、活性薬剤はデキサメタゾンである。一部の実施形態において、黄斑浮腫は糖尿病黄斑浮腫である。一部の実施形態において、デキサメタゾンは、生体内分解性インプラント中に生体内分解性インプラントの総重量に基づいて60重量%の量で存在する。一部の実施形態において、疎水性末端基を有するPLGAは、生体内分解性インプラント中に生体内分解性インプラントの総重量に基づいて10重量%の量で存在する。一部の実施形態において、親水性末端基を有するPLGAは、生体内分解性インプラント中に生体内分解性インプラントの総重量に基づいて30重量%の量で存在する。ある実施形態によると、ヒトは偽水晶体レンズを有する。別の実施形態によると、ヒトは有水晶体レンズを有する。